

## 船橋労働基準協会会則（抜粋）

### 第7条(入会手続)

本会に入会しようとする場合は、別に定める「入会申込書(様式第1号)」に当該年度分の所定会費を添えて申込みものとする。

### 第10条(会費)

会員は、次の区分により毎年6月末日までに当該年度分会費を前納しなければならない。

ランク	従業員数	年額	備考
A	10人以下	6,000円	
B	11人～30人	8,500円	
C	31人～50人	11,000円	
D	51人～100人	14,500円	
E	101人～200人	24,000円	
F	201人～300人	36,000円	
G	301人～500人	48,000円	
H	501人～1000人	60,000円	
1	1000人以上	72,000円	

----- きりとり線 -----

様式第1号(第7条関係)

## 入 会 申 込 書

貴協会の目的に賛同し、会則第7条により申込みます。

ふりがな		TEL	( )
事業所の名称		FAX	( )
所在地	〒		
事業の種類			
代表者職氏名			
ご担当者所属・氏名	部	課	
ご担当者メールアドレス	@		
従業員数	名	(令和 年 月 日現在)	

令和 年 月 日

申込事業所の  
代表者職氏名

(印)

一般社団法人 船橋労働基準協会代表理事 様